

## 第4回薩摩川内市行政改革推進委員会 会議録

開催日時	平成 27 年 8 月 4 日(火) 13:30～15:50	
開催場所	薩摩川内市役所 601会議室	
出席者	委員	吉満会長、小島副会長、外菌委員、中野委員、徳田委員、山下委員
	事務局	行政改革推進課長、同課長代理、同課職員
	傍聴者	なし

### □ 会次第

会次第	主管課・室
1 開会	
2 協議	
(1) 委員会の開催時間について	
3 補助金評価	
(1) 地域成長戦略対策利子補助金	商工政策課
(2) 提案公募型プレミアム事業補助金	商工政策課
(3) 商工業者店舗改装費補助金	商工政策課
(4) 商業者支援事業補助金	商工政策課
(5) 創業・チャレンジ支援補助金	商工政策課
(6) 新産業創造事業補助金	商工政策課

### □ 議事

#### 1 開会

##### ○ 会長

(挨拶)

#### 2 協議

○ 課長 委員から開催時間を前倒して13時からの開催に変更できないか提案があった。皆様にお諮りしたい。なお、欠席の委員からは了承をいただいている。

○ 委員 異議なし。

○ 課長 次回、8月19日(水)の第5回から13時開始とさせていただきます。

#### 3 補助金評価

##### (1) 地域成長戦略対策利子補助金

(主管課説明後、質疑・協議)

○ 委員 交付要綱の第13条に成果という

条文がある。この地域成長戦略の特に次世代エネルギー、観光の分野で利子補助を受けられているが、この中で成果が出ていないとか、途中で頓挫したとかそういう事例は出ているのか。

● 主管課 この制度資金等を借りた後の経過について、この補助金を借りる際には、必ず川内商工会議所若しくは薩摩川内市商工会の推薦を受けていただき、経営指導も受けってもらうようにしている。川内商工会議所、薩摩川内市商工会の経営指導員にもフォローアップしてくださいという意味合いも持っている。この制度を受けた後、まだ2年しか経過していないが、この事業

を辞めたとか廃止になったとかいった事例は今のところ出ていない。

○委員 本要綱に定める地域成長戦略と第二次薩摩川内市総合計画に定める地域成長戦略に関して、この二つはどのような関連性があるのか。

●主管課 同じである。

○委員 この要綱は平成25年から、第二次薩摩川内市総合計画は今年からになっているが、地域成長戦略に掲げている事業項目は二つとも同じであることから本要綱も第二次薩摩川内市総合計画に照らして見直す必要があるのではないかと。要綱を改正する考えはないか。

●主管課 地域成長戦略の分野については、市で定めている分野であるが、市全体が取り組む成長戦略の分と整合性を取っている。当然、下期の第二次の総合計画を見直す段階で次の重点項目を見直すのであれば、これに合わせて見直す必要があると考えている。

○委員 これに関連して、交付の目的も第二次薩摩川内市総合計画に準じて「企業の誘致の推進」とし、明確に補助金受給対象者を限定する必要があるのではないかと。薩摩川内市は第二次薩摩川内市総合計画に基づき、これから10年間は、この骨太の方針を進めて行くのだということで、どこの所管課もこれに基づき要綱、要領を作成されていると思う。この3ページの補助金の目的も第二次薩摩川内市総合計画の理念・目的にあった企業誘致の推進をやるのであれば補助金を支払うということ、明確にしておかないとズルズルとなる可能性もあると考えるが、どのように考えているのか。

●主管課 総合計画に基づいて推進する補助金であることについては、確かに、言われるとおおり、もう少し明確に要綱に記して行くべきだと思う。今、委員が言われた企業誘致についても成長戦略分野について

は、特に重点的に融資するよう総合計画の中にも謳っている。この企業誘致の補助金については、本補助金とは別に企業誘致対策補助金の中で、総合戦略分野として特に手厚い制度を別個に設けている。地域成長戦略の分野については、誘致企業のためのものではなく、市内で新しく創業あるいは第二創業若しくは起業される方を対象とした補助金という使い分けをしている。

○委員 実績一覧を見ると疑問に感じる点がある。例えばエステ業や理容業とか運送業とかがある。これらが個別に見た場合にどの部分が地域成長戦略に該当するのか。例えば太陽光の関係だと本当に地域成長戦略の分野だと思う。

○委員 同意見である。税理士、自動車板金とあるがどうということか。補助金の交付対象をもう少し絞り込まないと、我々一般市民から見た場合に、何もかも一緒に見える。我々二人の質問に対する意見を伺いたい。

●主管課 確かに一覧の中で、先ほど言われた理容業あるいは運送業のどこで該当したかとなると資金を借りるときに企業の貸し出し強化資金等が対象となって貸し付けが行われたので、その結果対象にしたもの。地域成長戦略のどの部分に該当するかというと起業・創業というところも含んでいる。起業・創業に係る企業貸出強化資金を充当されたという判断で利子補助対象にしている。ご指摘のとおり食品ビジネス、次世代エネルギービジネス、医療介護周辺ビジネス、観光ビジネスというところに限定した制度であることから、その目的に合致した振り分けについて、川内商工会議所、薩摩川内市商工会と協議しながら厳密にやる必要があると考えている。1年目、2年目については、こういう補助金を使って少しでも起業・創業がうまくいってくればという思いからこの制度を作ってきた。ご指摘のとおり何でも対象というわけにはいかないのでも2年たちもう少し補助

対象などの基準を精査する必要があると感じている。

○委員 総合計画の地域成長戦略のお金と今のこの補助金と同じ地域成長戦略、二重行政みたいに見える。その点もう少し要綱を変えるとか。役所仕事と言うのは文書である。会議の前に文書を読み込まないと仕事にならない。これに頼るしかない。言葉の一つひとつに意味がある。どこに該当するのか必ずでてくる。そこのところ明確にしないと一般の市民は分からない。内部評価に経済状況や施策に合わせ見直しとあるが、抽象的で分かりにくい。財務省が出す経済情勢報告を基準とするのか、あるいは数値を入れた具体的な見直し基準はあるのか。何を根拠にするかを示し見直し基準を明確にする必要があるのではないか。今回評価の他の補助金にもすべて出てくる。やはり具体的に書かないとわからなくなる。その考えをお聞かせいただきたい。

●主管課 見直しについては、当然必要があると思う。こういう書き方はしているが、よく言う経済状況の回復ということで、本当は数値化できれば一番いいと考えるが、なかなかアンケート調査等をとっても、それを数字で表すことは結構難しい。数字にできるか言葉にできるかは見直しをする際の一つの基準と言うように、この後、他の補助金に同様に記載しているが工夫が必要ではないかと考えている。

○委員 実績一覧表だが補助金の額が少ない方は5千円とか多い方で十数万円とかがある。5千円とか申請の手続きを考えると申請をためらう額だが、効果はあるのか。補助金の限度額を上限・下限を設定する考えはないか。

●主管課 この補助金は1月から12月までの借入期間の利子分を100%補助するものでトータル3年間が対象となる。1月に借り入れた方と11月、12月に借り入れた方では金額の多寡が生じている。

トータルで3年間ですので2年目、3年目では10万円を超える額にまでなる。ご提案の限度額については、下限について定めていないので今後検討したい。

○副会長 平成27年度当初予算額について一般財源で680万円計上されている。毎年、金額が違っているが支出は100%になっている。予算の立て方が100%になるということか。もっと大きな枠の中で少ない申請しかなかったのか。実際この金額だったのか。今年については680万円とっていてその中でどんな方でも申請できるのか。予算の在り方、支出の在り方について説明いただきたい。

●主管課 この補助の対象については、当初予算で概算要求している。調整というか途中で補正している。対象の分についてはきちんと払えるようにしている。去年400万円、今年680万円の当初予算要求している。平成26年度に交付された方は、2年目若しくは1年目のため平成26年度の400万円の方はそのまま移行することになり、あとプラス280万円くらいを新規分として見込み予算計上したものである。最大3年で、それ以降は新規分がいくら増えるかで額は変わるが、当面同額くらいで推移するものと推測している。

○副会長 申請された方は全て交付されるよう組まれているのか。この中で競争とか選考とかされるのか。

●主管課 対象となる資金を借りていただいて、項目に該当される方は、すべて対象とするという制度である。ほかの方との競争にはならない。申請して該当になれば補助金は交付される。

○委員 日本政策金融公庫からの融資を受けられた方は、すべてこの補助対象となるのか。すべて申告されているのか。

●主管課 対象となる成長戦略分野に取り組むものに該当される方が資金を借りた場合と判断している。

- 委員 日本政策金融公庫の地域成長戦略資金、この融資を受けられた方は自動的に市の利子補助を申請されているのか。
- 主管課 ほとんどが、そうだと思う。
- 委員 日本政策金融公庫から借り入れる場合、利率が資金によって変わると思うが、資金の借り換え、利率の低いものなど市として指導はしないのか。
- 主管課 市が直接指導することはないが、必ず川内商工会議所や薩摩川内市商工会の指導を受けていただく。当然借りる側としては同じ資金であっても低利で借りられるように日本政策金融公庫と協議されていると思う。
- 委員 そうなると当補助金の額も少なくなり市の負担も少なくなるので指導は必要である。
- 主管課 川内商工会議所と薩摩川内市商工会に、この点を十分に指導していただけるよう協議したい。

### 3 補助金評価

#### (2) 提案公募型プレミアム事業補助金

(主管課説明後、質疑・協議)

- 委員 国のプレミアム事業補助金もそうだが、一過性のもの原子力が停止してそのための緊急的なものだと思うが一過性のものに補助金を投下するのはいかがなものか、抜本的なものの事業者に対する経営改善策であれば良いが、あまり好ましくないと思う。やはり集客につながる改善のための補助が必要ではないか。
- 主管課 今回の提案公募型プレミアム事業については、あくまでも緊急経済対策の一環として期間限定でやらせていただいている。個々の事業者の支援に関する、いろいろな制度の創設を検討すべきものと思う。今回、実施してきた提案公募型プレミアム事業については、個々の事業者の育成というより、団体の方々の組織の強化も踏まえた上で、地域経済の活性化に取り組んでいただきたいということで公募した事業である。そういう意味では飲食業組合

や理容組合なり、これらの加盟事業者数が増えているいろいろな取組が一体的にできるようになったというアンケート結果が出ているので、ここはある程度評価できる事業であったと思っている。これはあくまでも緊急経済対策で行ったものであり、今後については、この提案公募型プレミアム事業の検証が必要と考える。いろんな意味で地域経済を支える商工団体、各種団体に対する支援については研究していく必要がある。

- 委員 今、委員が言われたように一過性というか継続してやるような補助金ではないと思う。内部評価にもあるように、緊急経済対策の目的は終わって、原発も再稼働が決まり、ホテルの予約も一杯という状況です。したがってこの補助金の申請をされる方々、6団体ですが。かなり忙しい状況と思っています。補助金の効果は上がっていると思う。
- 委員 二人の委員と同意見である。やはり全ての補助金というのは国の税金、1千兆円を超える国民の莫大なる借金から出ている。このことを頭の中に入れてやらないとバラマキみたいに感じる。今の二人の言われたように一過性という言葉がこれにぴったりだ。プレミアム商品券というのは花火大会の花火と一緒に、花火大会が終われば何も残らない。本補助金により短期的ではなく中長期的な観点から商店街がどのように活性化されるのを検証する必要がある。この1千万円以上の補助金をだしているが、費用対効果をどのように検証しているのか、もし今後続けてやられるのであればしっかりと検証する仕組みを作る必要があるのではないか。

### 3 補助金評価

#### (3) 商工業者店舗改装費補助金

(主管課説明後、質疑・協議)

- 会長 9ページに先ほどの理容院がでている。地域成長戦略対策利子補助金とこの補助金ダブルで使っている。可能なのか。

●**主管課** 先ほどの分は借入の補助金で、今回の分は改装工事に対する補助金でありますので、重複するものではない。

○**委員** その関連で、一つの例だがそれが成長戦略という面でどこが成長戦略に該当するのか。理容の場合、そのあたりが見えにくい。成長戦略がらみで実態として本当にお客さんがたくさんいるとか。質の向上を図るとか。どう見てもそういう雰囲気を感じない。

○**委員** 本要領の交付の目的は長引く不況等に起因する地元経済の活性化等を図るとある。また、本補助金は2年前に創設したとある。景気の低迷は2年前より、もっと前からあったのに何故2年前から本制度を取り入れたのか。その理由・経緯は如何に。

●**主管課** 実際に景気自体が悪くなったのが、リーマンショックの平成20年度、平成21年度と把握している。その際に企業対策利子補助金や融資制度に対する補助を手厚くすることで全体的にまんべんなく一律でやってきた。特に2年前になり対象事業者の商工会議所、商工会の方から、住宅改修費補助金があり店舗改装を取り入れられれば、自分たちも使いたい。そういう助成制度等はないのかという声を聞くようになり、少しでも補助があれば店舗改装し、それが集客に繋がって経営改善に繋がるのであればということから始めたというのが経緯である。

○**委員** 内部評価の理由が、抽象的過ぎるので見直しの検討をお願いします。

○**委員** 例えば甌島の民宿の水周りの改善とか、そういう実績はあるのか。甌島の実績はあるのか。

●**主管課** 甌島の実績はある。民宿とか旅館業については、観光サイドで民宿・旅館に対する改修費補助金というものがもう少し手厚くした補助金があるのでそちらを使っている事業者はある。

○**委員** 商工業者にとってはかなり手厚い補助金がいっぱいあって店舗とか利子補助金とかある。例えば甌島で船を持って自分で漁をしている方が、例えばエンジンが故障した、船を修理したい場合、管轄は違っても自分でも自分で営業しているわけですから恵まれていると思う。

### 3 補助金評価

#### (4) 事業者支援事業補助金

(主管課説明後、質疑・協議)

○**委員** 本要綱第4条で補助金対象者は次の要件をすべて備えるものとなっており、川内商工会議所の会員であることも要件の一つとなっている。本補助金は全て国民が支払った税金あるいは全ての国民が負担する莫大な借金から賄われていることを勘案すれば、川内商工会議所未加入の事業者も補助金支給対象者になるべきではないか。

●**主管課** 空き店舗を使って新たに出店される方若しくは新規開業される方が対象となるが、その後きちんと川内商工会議所や薩摩川内市商工会から経営指導を受けていただいているという思いがある。そのためには川内商工会議所、薩摩川内市商工会の会員になっていただき経営指導を受けていただくことを条件にしている。

○**委員** 会員でない方が申請されることはあるのか。

●**主管課** 会員でない方若しくはよそから来られて開業される方についても、必ず会員になっていただき経営指導を受けながら出店していただいている。これまでに拒否されたことはない。

○**委員** 中心市街地を除くとはどういうことか。

●**主管課** 中心市街地を除くということは、この向田境界を除くということだが、中心市街地に同じように店舗出店される方に

については、テナントミックス事業という補助金を別に持っている。これはあくまでも中心市街地に限定したもので店舗改装の費用ではなく、家賃を補助するものである。同じ出店でも中心市街地は家賃を補助するもの。それ以外は店舗の改装費を補助するもの、制度の内容を分けたものがある。この商業者支援補助金については、中心市街地以外のところで店舗の改装費を補助するものである。

○委員 この商業者支援補助金は、ほかのものとは比べて非常に有意義である。空家・空店舗対策という面で、それを活用するという面では大事な事業と思う。その割には目標値が少ないが、そんなものか。

●主管課 川内商工会議所・薩摩川内市商工会で積極的に新たに創業したい方、特に飲食店とか理容・美容業が多いが、今のところ小売店舗というのは、こういう経済状況で新しく店舗を作るのは少ないようである。そういう方々に対して少しでも空き店舗を使っていただく、あるいは空家を使っていただき街が活性化するよう周知・広報はしているが思ったほど出てこないのが現状である。最近では新たに創業したいという声も聞くようになり、創業者支援についても今年度、川内商工会議所、薩摩川内市商工会も合わせて手厚くしようとしているので、今後増えてくることを期待している。

○委員 これまでの一件目から三件目までの補助金より、こういうものにつぎ込むのが本当の活性化に繋がると思う。

### 3 補助金評価

#### (5) 創業・チャレンジ支援補助金

(主管課説明後、質疑・協議)

○委員 次の新産業創造事業補助金と同じ質問になるが、新たに起業される方や事業拡大希望の申請があった場合、本事業は一過性のブームではなく、長期的に発展が見込める分野・事業であるかを重視する必要があるのではないか。本要綱第4条に必要

があると認めるときは支援補助金を交付するとあるが、必要があるときは具体的にどのような場合か。本市で申請事業が発展するか否かの判断はどのような基準を設けているのか。

●主管課 この制度資金を活用してどういう進展があるのかを判断しているのかとのことだが、実際この補助金の交付については、あくまで新規に創業・起業を、まずはしてくださいというのが大きな目的でこの補助金を創設した。事業の中身まで将来性があるかということまでの判断はしていない。あくまでもこの制度資金を借りる段階、県の融資を受ける段階で審査があって、その審査をクリアした事業に対して利子を補助するものである。制度と事業としては、その段階で一旦評価を受けているものと判断している。

○委員 本補助金は借入から3年を上限としているため3年間で毎年補助金を受け取っているところもある。商工業者店舗改装費補助金の商工業者に対する補助金は1事業所当たり1回しか補助金は支給されない。なぜ本補助金も1回だけの補助金支給制度ではいけないのか。

●主管課 補助の決定の在り方としては、一回だけとしているが、償還期間が7年とか8年の中で3年目までは利子補助を行うという3年間である。初年度に決定した分が3年間担保されるという意味である。3年間でするので資料では1年目に決定を受けた方は2年目、3年目に当然名前がでてくる。4年目には出てこないことになる。

○委員 本補助金と資料1の地域成長戦略対策利子補助金とは、多くの類似性があるのではないかと。今後の本市の基本的な産業商工業の骨太の骨格が地域成長戦略にあるので、これを主体に既存の創業・チャレンジ支援補助金制度も作り直す必要があるのではないかと。

●主管課 一件目の地域成長戦略対策利子

補助金にも起業・創業という項目があり、本補助金にも同じように創業に係る部分がある。もともと始めた時期も違うが、先ほど説明したように創業支援については、新たに創業していただく方々を手厚く支援することを目的に創設したものである。全体的に重なる部分もあるので、補助の内容・対象の部分は見直す必要があると思っている。総合的に検討したい。

○委員 補助の見直し期間については、要綱第14条に3年と謳ってある。平成22年度施行なので3年たった平成25年度には見直しを行ったのか。

●主管課 補助の内容については、この内容で本当にいいのかということをお我々の判断もだが、直接事業を取り扱っている川内商工会議所及び薩摩川内市商工会の皆様方にご意見をいただきながら、改善すべき点は改善し毎年見直しの協議を行っている。結果として据え置き、継続させていただいている。

### 3 補助金評価

#### (6) 新産業創造事業補助金

(主管課説明後、質疑・協議)

○委員 昨年1月、国の産業競争力強化法が施行され、これに基づいての本補助事業と思うが、関連性はあるのか。

●主管課 関連性はあるが、それに基づいた制度ではない。

○委員 違うのか。関連性があれば予算の一般財源の600万円、国の補助が得られると思ったのだが。

●主管課 国の産業競争力強化事業については、本市も今年2月に認定を取り、今年、創業支援のための事業に新たに取り組んでいる。それは本年度、創業支援のためのセミナーの開催やそういう方々を集めての塾等を開催する経費を国の補助金を貰いながら実施する予定である。この新産業創造事業補助金はあくまでも平成25年度に創設した市の単独事業である。やっていることは似ているが国の補助対象には

ならない。

○委員 本年度から、スクールを開催しているところがあるが、どのくらいの受講者が集まるのか。

●主管課 これからの実施になるが、先ほど説明した国の産業競争力強化の認定を受け国の補助金を貰って、今年度セミナーを2回、スクールを5回実施予定である。9月開催の予定で現在募集中である。セミナーには30名程度、その中で半数の15名を塾に参加いただき、さらにその半数の7名を新規起業に結び付けたい。そういう方々は計画書を作ってこの補助金を活用していただきたい。

○委員 件数が少ないのに金額が600万円と大きいのは期待と可能性を見込んでいるということに理解した。次に本要綱に補助金の返還が記載してあるが、もう少し分かり易く具体例を挙げて、どのような場合、返還義務が生じてくるのか。

●主管課 要綱の第17条の補助金の返還について、申請の段階で虚偽あるいは申請したとおりの事業展開が出来なかったものについては、補助金の全額若しくは一部の返還を命ずることができることにしている。これについては、事業申請を出していただいて、別に審査会を設けて、この事業計画書が正しいか審査しており、出された計画書どおりにいっていないければ、虚偽ということで補助金は交付しない。あるいは返還を求められることがあるということである。

○委員 創業・チャレンジ支援補助金のところでも言ったことだが、新産業創造事業の申請があった場合、本事業は一過性のブームではなく、長期的に発展が見込める分野・事業であるかを重視する必要がある。本市では申請事業が発展するためには市場のマーケティング調査も必要になってくる。補助金の対象経費にマーケティング調査費があるが、この調査結果は、この事業で

あれば発展するとかしないとか、そういったものも交付申請の書類に入っているのか。発展しないのであれば補助金の対象外になる。そのところ申請時において調査結果を受ける側の市としてはどのように精査しているのか。

- 主管課** 新規産業の創出あるいは転業・起業等、いずれも申請に当たり調査せずに事業着手して継続しないというのは一番避けていただきたい。最初にどういう事業をやる。そして事業計画書、収支計画書、雇用計画書を出していただき。その事業計画の中にコンサルなりマーケティング調査なりやった上でこういう事業展開をしますよという計画書を出していただく。当然計画全体は認定するかしないかというのは、この段階で審査会議にかけて、この外部の審査会で良好となれば指定してやっていくことになる。あと事業の内容については、当然先ほどの川内商工会議所、薩摩川内市商工会を含めた指導と同じことだがコンサルに出したマーケティング調査あるいは中身について判断できるかできないか、できるまでの材料になってくるのか、結果は今後の経営について活かせるようになっているか確認することとしている。今のところ、そこまでの事例はない。これから出てくると思う。

- 委員** 1ページの決算状況の平成26年度で自己資金794万3千円、市補助金5万7千円の関係について、説明していただきたい。

- 主管課** 一件分ですが、この方の事業費が800万円程度、このうち市が補助した部分が5万7千円。これは会社設立に係る経費を要綱に基づいて市が支援したもの。この方は、この後に事務所を借りられ、この家賃とパンフレットの印刷製本費と合わせて26万円程度を今年度補助している。合わせて30万円ちょっとの補助金で事業展開をされている。

- 委員** 6ページの雇用創出の件費が一人当たり30万円、月に換算すると5万円となる。この積算方法はどのようにしているのか。

- 主管課** 30万円については、6ヵ月間で30万円、月5万円程度となり3分の1程度の補助である。雇用促進に向けて補助するもので金額を30万円に設定している。30万円と言うのは企業誘致対策補助金で一人当たり30万円が既に設定されていた。先ほどの商業者支援事業補助金で改装の部分の50万円のほかに一人当たり30万円を限度とするということで商工観光部の補助金要綱と合わせて設定している。

- 副会長** いろいろな補助金があることに気づかされるが、本日説明いただいた補助金は全体の一部だと思うが、他にもいろいろな補助金がある中で、新規分野という言葉も出ているが、身近な商売をされている方の補助金と捉えてよいか。これを見るだけでは偏りがあるように感じられる。

- 主管課** 本日、6件の補助金を評価していただいた中で、この新産業創造補助金については、新しく事業を創出したり、転業・起業したりする部分に手厚く補助するという意味では、特化した補助金になっている。全てにまんべんなくやっている補助金としては、借り入れをされた方に対象とした本課所管の中小企業対策利子補助金がある。

- 副会長** 補助金の額としては少額だが、もっと大きな額の補助金がある中の一部と捉えてよいか。

- 主管課** 中小企業者に対する補助制度としては、このほかに中小企業対策補助金、中小企業元気づくり補助金がある。既存の事業者の方たちが研修、商品開発、特許申請した場合の補助制度がある。その中の最高額は70万円と言う制度である。大きな額のものとなると企業誘致制度で外部か

ら製造業とかいろいろな業種を市内に誘致するものがある。これに関しては数千万円という補助金がある。

**○委員** この補助金だけではなく全てに言えることだが、補助金の交付を受ける人は本当に困っている人、本当に弱い人は国民全体で助けてやらないといけないが、商工業者、個人事業主、事業される方が確定申告をされて、軽減措置を受けているとか、赤字で苦しいとかであれば税金を投入してもよいが、そうでない、うまくいっている人に対しては、補助金を出さないというのも一つの捉え方ではないか。全体を見たときに、そういうものを構築しないことには、何でもかんでも補助するというのは本当に困っている人は皆で助けられないといけないが、困っていない人に対しては、昨年の確定申告や納税証明を確認したりして、自立の精神というものを持てるように行政の制度・仕組みを作らないといけない。根本的な薩摩川内市の商業・観光・産業を発展させていくためには、こういう考えも必要ではないか。

### 3 補助金評価 まとめ

#### (1) 地域成長戦略対策利子補助金

**○会長** 地域成長戦略対策利子補助金について、これは日本政策金融公庫からの借入れの利子補助というものの、先ほど出された地域成長戦略分野の対象業種といったものなど、皆様の意見を尊重したい。これらも含めて評価していく。内部評価では公益性、必要性、有効性、適格性及び妥当性について、いずれも「A」である。今後の改革の方向性は「見直しの上で継続：補助内容の改善」となっている。対象資金の見直しや補助率の引き下げ等、経済状況や施策に合わせた見直しをすること。この利子補助の率を100%補助から率を下げるということで補助内容の改善とするようである。私自身、川内商工会議所に所属しておりますので、この利子補助についてお聞きしたところ、もう次年度あたりは

補助率が引き下げられるだろうと言われておりました。それらを含めて当局の方も見直しの上で改善、補助内容の改善とされている。これらを踏まえて外部評価の視点別評価の公益性、必要性、有効性、適格性及び妥当性いずれも「高い」という評価でよろしいか。

**○委員** 異議なし。

**○会長** 今後の改革の方向性として、内部評価と同様に「見直しの上で継続：補助内容の改善」という評価でよろしいか。

**○委員** 異議なし。

**○会長** 以上で地域成長戦略対策利子補助金を終了する。

### 3 補助金評価 まとめ

#### (2) 提案公募型プレミアム事業補助金

**○会長** 提案公募型プレミアム事業補助金について、プレミアムの対象としては今後の変更という意見が出されている。ほかにご意見ございませんか。

**○委員** なし。

**○会長** それでは外部評価の視点別評価について公益性、必要性、有効性、適格性及び妥当性は、いずれも「高い」という評価でよろしいか。

**○委員** 異議なし。

**○会長** 今後の改革の方向性として、内部評価と同様に「見直しの上で継続：補助内容の改善」という評価でよろしいか。

**○委員** 異議なし。

**○会長** 以上で提案公募型プレミアム事業補助金を終了する。

### 3 補助金評価 まとめ

#### (3) 商工業者店舗改装費補助金

**○会長** 商工業者店舗改装費補助金について、補助金の重複受給について意見が出された。補助の目的は異なると説明を受けているが、この後も商業者支援事業補助金や創業・チャレンジ支援補助金にも重複した事業者が出ている。これは商業者支援事業補助金の9ページの部分にでてくる。50万円の補助金の交付を受けられている。創

業・チャレンジ支援補助金の8～10ページだが3年目に同じ事業者が出ている。ここでも21万円が3年間続いて交付されている。50万円の交付を受けた上で21万円の交付が3年間続いている。この重複受給に関しては、問題点として挙げておきたい。

○委員 やはり要綱にきちんと明記しておくべきではないか。していないから重複受給が生じるのではないか。

○会長 例えば、この補助金を受けられた方は、ほかの〇〇補助金は受けられませんよということを入れておかないと、同じ方がいくつも補助金を受けられると、そのほかの方の補助金受給の機会が減るのではないか。予算は決まっているので、時期がずれればとか、終わってからとか、または次の年だったとか、そういう条件付けを検討されたいと意見をつけさせていただきたい。あとの補助金にも同じように明記してください。それでは外部評価の視点別評価について公益性、必要性、有効性、適格性及び妥当性は、いずれも「高い」という評価でよろしいか。

○委員 異議なし。

○会長 それでは今後の改革の方向性として、外部評価は、「見直しの上で継続：補助内容の改善」という評価でよろしいか。

○委員 異議なし。

○会長 以上で、商工業者店舗改装費補助金を終了する。

### 3 補助金評価 まとめ (4) 商業者支援事業補助金

○会長 商業者支援事業補助金について、こちらは新規出店の際の空き店舗の改装工事に要する経費のほか、新規雇用した場合の補助金も付いているが、なかなか雇用というのは出ていない、2年目の平成26年度に出てきている状況です。これらを踏まえて委員の皆様、再度ご意見はございませんか。

○副会長 対象となる業種が小売業、飲食業、

理容及び美容業であるが、小売業とは具体的にどのようなものか分からない。それ以外のものであってもいいのではないか、皆様どう思われるか。

○会長 例えばくすもとの豆腐屋さんには豆腐販売という小売業になるのではないか。そんなに狭い条件ではないのではないか。後は、ほかの補助金で対応できるということではないか。小売業としてのカテゴリーは皆様、川内商工会議所・薩摩川内市商工会に申請されますから、だいたい理解されるところだろう。

○副会長 いろんな産業があってもいいかと思った。あえて区切る必要があるのかと思う。

○会長 豊屋さんは小売業か建築関連業かとか。小売業というカテゴリーにサービス業とかが入っていないということはあるか。意見として出しておきたい。それではまとめに入る。内部評価の補助金の視点別評価は全て「A」、今後の改革の方向性は「見直しの上で継続：補助内容の改善」をいわれている。景気の動向を言われていますので、具体的なものを出されるであろう。外部評価の視点別評価について公益性、必要性、有効性、適格性及び妥当性は、いずれも「高い」という評価でよろしいか。

○委員 異議なし。

○会長 今後の改革の方向性として、見直しの上で継続：補助内容の改善」という評価でよろしいか。

○委員 異議なし。

○会長 では、先ほどの意見を付けて外部評価とする。以上で、商業者支援事業補助金を終了する。

### 3 補助金評価 まとめ (5) 創業・チャレンジ支援補助金

○会長 創業・チャレンジ支援補助金について、先ほどの補助金と同じように補助金の重複性があるということを意見とさせていただく。ほかにご意見ございま

せんか。

○委員 なし。

○会長 それではまとめに入る。外部評価の視点別評価について公益性、必要性、有効性、適格性及び妥当性は、いずれも「高い」という評価でよろしいか。

○委員 異議なし。

○会長 それでは今後の改革の方向性として、外部評価は、「見直しの上で継続：補助内容の改善」という評価でよろしいか。

○委員 異議なし。

○会長 以上で、創業・チャレンジ支援補助金を終了する。

### 3 補助金評価 まとめ

#### (6) 新産業創造事業補助金

○会長 新産業創造事業補助金について、平成26年度に訪問看護ステーションの新規起業が一件でている。1年後には事業主、役員、常勤、非常勤合わせて6人にしたいということである。資金繰り表まで提出するという形を踏まないと補助金がでないということである。今後、このような創業スクール等の受講をしていただきたい方々のボリュームを鑑みて、平成27年度の予算600万円を挙げられています。これらにつきましては、事業者等に説明をしていかないといけないところが遅々としているような気がする。これからの広報を強く求めるということを一つの意見とする。ほかにご意見ございませんか。

○委員 委員の意見ではないが、困っていない人、お金や資金を持っている人にも出しているように感じる。

○委員 この補助金があるから貰っているのではないか。なければ済むのではないか。

○委員 やはり余裕のある方は遠慮していただきたい。

○会長 これは創業ですから、新たな雇用を生み出すという部分もある。

○委員 これらの起業・創業は手が付けられないが、既存の事業をされている余裕のある方は補助金を受け取らないということ。

○会長 中には補助を使わなくてもいいと思える会社もあるように思える。新規事業については、皆様積極的なご意見だと思う。それでは、まとめに入る。補助金の視点別評価の内部評価は全て「A」、今後の改革の方向性は「見直しの上で継続：補助内容の改善」として、創業スクールを受けることで創業の勉強、機会を受け入れながら新規創業しようという制度との説明であった。外部評価について、公益性、必要性、有効性、適格性及び妥当性はいずれも「高い」という評価でよろしいか。

○委員 異議なし。

○会長 それでは今後の改革の方向性として、これは市独自の創業補助金である。もう少し利用率が上がるような形を目指していければいい、したがって拡大という評価とするか、内部評価と同様に補助内容の改善ということで、少し仕組みを変えようという評価とするかになってくるが如何か。

○委員 仕組みの変更。

○会長 それでは、「見直しの上で継続：補助内容の改善」仕組みの変更と意見を付けるという評価でよろしいか。

○委員 異議なし。

○会長 以上で、新産業創造事業補助金創業・チャレンジ支援補助金を終了する。